

## ①飼育動物診療施設で麻薬を取り扱うには

飼育動物診療施設で麻薬を取り扱うには、「麻薬及び向精神薬取締法」に基づき、麻薬施用者免許が必要となります。免許を受けた後も、麻薬受払簿の作成や麻薬の管理など、遵守しなければならないことがあります。

また、飼育動物診療施設を移転するときや開設者を変更する場合も、行わなければならない手続があります。

各種遵守事項や手続に関する詳細は、北海道庁医務薬務課のホームページ「麻薬を取り扱う獣医師の方へ」(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/mayaku-zyuishi.html>) からご確認をお願いします。

問合せ先：各保健所または北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課



## ②飼育動物診療施設の変更届出等について

新年度を迎えるにあたり、飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む）におかれましては、獣医療法第3条（第7条で往診診療者も準用）に基づく届出事項（管理者、診療従事者など）に変更があった場合は、忘れずに届出ください。

なお、法人化、事業承継など、届出者の人格が変更になった場合、施設の移転や建替を行った場合は、廃止と新規届出の手続きが必要です。



### 記

1. 届出様式：当課ウェブサイト「飼育動物診療施設に関する情報」に掲載（※電子メールでの提出も可能です）
2. 届出期限：変更が生じてから10日以内
3. 提出先：飼育動物診療施設所在地の（総合）振興局農務課
4. 問合せ先：北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係 011-231-4111（内線 27-785）